平成２３年（フ）第１４９号
神奈川県平塚市四之宮３丁目７番28―405号　ソシアグリーンオーク
債務者　西川　利江
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５号
新潟市江南区稲葉２丁目７番22号
債務者　串田　健時
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
名古屋市守山区喜多山１丁目６番８号　丸三荘101号
債務者　横江　　透
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６５号
名古屋市緑区鳴子町１丁目８番地　鳴子団地74棟401号
債務者　石川　広美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
京都府南丹市園部町木崎町上ヲサ31番地４
債務者　大内　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１８０９号
大阪府富田林市小金台２丁目５番10―202号
債務者　山本　一成
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
大阪府河内長野市向野町149番地の３
債務者　ハンバーグダイニングＨＡＲＵこと　江渡　紀善
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
堺市北区中百舌鳥町２丁78番地２　南秀苑なかもず405号
債務者　山西　美佐
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
堺市南区茶山台２丁３番24―207号
債務者　藤澤　　進
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
堺市堺区櫛屋町東２―１―７　シャルマンフジ堺407号室、住民票上の住所大阪府八尾市植松町５丁目８番19号
債務者　星川　未輝
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２号
広島県庄原市戸郷町11番地１
債務者　林　　雅弘（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５号
広島県三次市三次町1887番地、前住所岡山県玉野市玉原２丁目８番３―503号
債務者　原田　克美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６号
広島県三次市三次町1887番地、前住所岡山県玉野市玉原２丁目８番３―503号
債務者　原田　勝子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１９０号
さいたま市北区日進町１丁目９番地１　ＶＡ大宮109号
債務者　幅下　悟史
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
埼玉県北本市宮内１丁目125番地１　フレグランス鈴木202
債務者　北村　和希
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
さいたま市緑区東浦和６丁目27番地６
債務者　土橋めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
埼玉県上尾市井戸木４丁目36番地10　アベニュー萩原106
債務者　前田　英明
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係